

新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校等の臨時休業に係る教職員の休暇に関する
特例を定める規則

令和2年3月25日
達示第96号制定

(目的)

第1条 この規則は、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、全国の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）に臨時休業が要請されたことを踏まえ、国立大学法人京都大学に勤務する教職員（以下「教職員」という。）が安心して働ける環境を整備するため、当該教職員の休暇に関する特例を定めるものである。

(休暇の事由及び期間)

第2条 教職員が、次の各号に掲げる要件を満たす場合には、当該要件を満たす限りの期間において、特別の有給休暇を与えるものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校等の臨時休業（これに相当する事情のあるものを含む。）により、教職員自らが子（令和2年3月31日において満12歳以下である子に限る。ただし、特別支援学校に在学する子にあっては、この限りでない。）の世話を行わなければ、その養育に著しい支障が生じるものであること。
- (2) 当該特別の有給休暇の取得が、業務の運営に重大な支障を生ずるものでないこと。

(休暇の単位)

第3条 前条の休暇は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。

(休暇の手続き)

第4条 第2条の休暇の手続きは、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年達示第83号）第28条の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、有期雇用教職員に係る第2条の休暇の手続きは、有期雇用教職員就業規則（平成17年達示第37号）第54条第4項の規定を準用する。

3 前2項の規定にかかわらず、時間雇用教職員（時間再雇用職員を含む。）に係る第2条の休暇の手続きは、国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則（平成17年達示第38号）第46条第4項の規定を準用する。

附 則

この規則は、令和2年3月25日から施行し、令和2年3月3日から適用する。